



令和 2 年 3 月 18 日
内閣府（防災担当）

「令和元年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、令和 2 年 3 月 13 日（金）に閣議決定され、本日（3 月 18 日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付 大島、松葉
03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「令和元年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

激甚災害	対象区域	適用措置		
		3条 4条	5条	24条
6月2日から7月16日までの間の豪雨及び暴風雨	鹿児島県 曾於市 <small>そおし</small>	○		○
	沖縄県 島尻郡 伊平屋村 <small>いへやそん</small>	○		○
平成30年7月2日から令和元年11月5日までの間の地滑り	鹿児島県 大島郡 宇検村 <small>うけんそん</small>		○	○
平成30年8月31日から令和元年8月13日までの間の地滑り	石川県 鳳珠郡 能登町 <small>の とちょう</small>		○	○
平成30年12月14日から令和元年7月8日までの間の地滑り	石川県 白山市 <small>はくさんし</small>		○	○
5月13日から同月21日までの間の豪雨	和歌山県 東牟婁郡 那智勝浦町 <small>なちかつうらちょう</small>		○	○
	沖縄県 八重山郡 与那国町 <small>よなぐにちょう</small>		○	○

2. 適用措置の概要

○ 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第3条及び第4条)

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ)

○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(激甚法第5条)

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では農地は83%→96%に嵩上げ)

○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条)

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

3. スケジュール

3月13日(金) 閣議決定

3月18日(水) 公布・施行

政令第四十九号

令和元年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法律」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和元年六月二日から七月十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、鹿児島県曾於市及び沖縄県島尻郡伊平屋村の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

<p>平成三十年七月二日から令和元年十一月五日までの間の地滑りによる災害で、鹿児島県大島郡宇検村の区域に係るもの</p>	<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成三十年八月三十一日から令和元年八月十三日までの間の地滑りによる災害で、石川県鳳珠郡能登町の区域に係るもの</p>	
<p>平成三十年十二月十四日から令和元年七月八日までの間の地滑りによる災害で、石川県白山市の区域に係るもの</p>	
<p>令和元年五月十三日から同月二十一日までの間の豪雨による災害で、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町及び沖縄県八重山郡与那国町の区域に係るもの</p>	
<p>備考 令和元年六月二日から七月十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る豪雨とは梅雨前</p>	

線によるものをいい、当該災害に係る暴風雨とは同年台風第三号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第
一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、
これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。